

授乳・おむつ替え用テント等を借用するにあたっての注意事項

1. 授乳・おむつ替え用テント（以下「テント」という。）等の貸出しを受けることができる催事は、個人又は法人その他団体の代表者が主催する区内で行う催事であって、次に掲げる条件を全て満たすものとします。
 - (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない催事
 - (2) 乳幼児を連れた保護者の参加が見込まれる催事
 - (3) 法令及び公序良俗に反しない個人又は法人その他団体が主催する催事
2. 借受ける際は、「授乳・おむつ替え用テント等貸出承認書」を提示してください。
3. テント等の運搬、管理等設置に要する費用は、借受者の負担とします。
4. 第三者に権利を譲渡又は転貸しないでください。
5. 承認を受けた内容以外での使用はしないでください。
6. 取扱説明書等に従い、適正に管理及び使用してください。
7. あらかじめ定められた期限までに返却してください。
8. テント等を返却する際は、破損、汚損等がないか区の点検を受けてください。
9. テント等を破損、汚損、紛失したときは、直ちにその旨を区に報告し、区の指示のもと借受者の責任と負担により、補修又は同一製品（同等品を含む。）の購入等をしていただきます。この場合、借受者は、返却の際に「授乳・おむつ替え用テント等破損等届出書兼報告書」を提出し、事故の詳細を報告してください。
10. 本注意事項を遵守しない場合や前借受者がテント等を破損、汚損、紛失し、テント等の貸出しが不可能となったときは、貸出承認を取り消す場合があります。
その際、借受者及び当該催事に損害が生じても、区は一切の責任を負いません。
11. テント等の借受け及び使用により、借受者及び当該催事が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、区は一切の責任を負いません。
12. 借受者は、テント等の借受け及び使用に関し、区又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、区が損害を賠償したときは、区は借受者に対して求償権を有するものとします。